

川西市市営住宅等に係る指定管理者選定委員会会議公開制度運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市市営住宅等に係る指定管理者選定委員会の会議公開の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議公開)

第2条 会議公開は、川西市参画と協働のまちづくり推進条例(平成22年条例第16号)

第10条の規定に基づき、付属機関等の設置状況及び会議の開催日時等の公表、会議の傍聴を認めること、並びに、会議録の公表等により行うものとする。

(付属機関等設置状況の公表)

第3条 都市政策部公営住宅課(以下「事務局」という。)は、次に掲げる事項を記載した審議会等の設置状況を速やかに作成し、市政情報コーナーにおいて、閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があった場合も同様とする。

- (1) 審議会等の名称
- (2) 事務局(公営住宅課)
- (3) 設置の根拠
- (4) 設置年月日
- (5) 所掌事務
- (6) 委員数
- (7) 委員の任期
- (8) 委員の構成
- (9) 諮問答申事項等
- (10) 部会等の名称及び役割
- (11) 委員名簿

2 前項第11号の委員名簿は、氏名、役職等を記載するものとする。

(会議の開催日時等の公表)

第4条 会議の開催日時等は、事前に公表するものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を記載した会議開催のお知らせを、会議開催日の概ね1週間前までに、市政情報コーナー及びホームページ等において閲覧の用に供するものとする。また、内容に変更があったときも同様とする。

- (1) 会議名(審議会等名)
- (2) 開催日時及び開催場所
- (3) 会議次第
- (4) 傍聴の可否予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあってはその理由
- (5) 傍聴定員(予定)
- (6) 事務局(公営住宅課)

3 事務局が特に必要と認めるときは、開催日時等を広報誌への掲載を依頼することができる。

4 傍聴の可否については、委員長が事務局と事前に協議して決定する。

(会議の傍聴をすることができる者)

第5条 何人も、会議の傍聴をすることができる。

(会議の傍聴)

第6条 会議は、原則として傍聴を認めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会議の議題が川西市情報公開条例(平成4年川西市条例第8号)第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めないものとする。

3 傍聴の定員は、10人とする。ただし、必要と認めるときは、これを変更することができる。

4 傍聴の受付は、会議開催の概ね30分前から行う。ただし、受付開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴人を決定するものとする。

5 川西市市営住宅等に係る指定管理者選定委員会の会議公開に係る傍聴要領は、会場の見やすい場所に掲示するなど傍聴人への周知を図り、傍聴人はこれを遵守しなければならない。

6 会議の傍聴を認める場合においては、傍聴人に会議の議題を記載した会議次第及び必要に応じて会議資料等を配布する。

7 その他、会議の傍聴に関し、必要な事項は別に定めるものとする。

(会議録の公表等)

第7条 事務局は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

(1) 会議名(付属機関名)

(2) 事務局(公営住宅課)

(3) 開催日時及び開催場所

(4) 出席者(委員・その他・事務局)

(5) 傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあってはその理由

(6) 傍聴人数

(7) 会議次第及び会議結果

(8) 審議経過(主な発言要旨等)

2 前項の規定により作成した会議録は、会議録に係る会議の開催日以後1か月以内に委員長の承認を得るものとする。ただし、特別の事情があると認めるときはこの限りでない。

3 前項の承認を得た会議録については、速やかに市政情報コーナー及びホームページにおいて公表し、閲覧に供するものとする。

4 川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、第1項第8号の審議経過の全部を公開せず、又はその一部を公開しないことができる。

5 事務局は、必要と認めるとき、会議結果を広報誌へ掲載することができる。

付 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、同日以後に開催する会議について適用する。